

第75回臨時会 質疑通告書

質問者	答弁を求める者	質問の要旨
鎌塚 聡	市長	<p>議案第65号 淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件について</p> <p>1 平成28年法律37号に対する参議院厚生労働委員会の付帯決議から関係する政令等の一部が改正され、未婚の一人親に対する寡婦(夫)控除のみなし適用を行う措置を行おうとするものである。</p> <p>(1) 改正案の新たな4条3項中の規定は、小学4年から中学3年生までの子ども医療費助成の所得制限の算定となる所得割の算定に寡婦(夫)控除のみなし適用がなされることにつながるのか。</p> <p>(2) 寡婦(夫)に対する控除や減免等がある市でおこなっている現行制度で、のみなし適用がなされていないものはどれだけあるのか。</p> <p>(3) (2)の対応策をどのように進めていくのか。</p> <p>2 現行4条1項4号が削除され、新たに4条2項として整理されている。この現行4条1項4号は先の9月定例会で新たに加わったものである。今回の寡婦控除のみなし適用が加わるからと、新たに項として整理しなければならないのはなぜか。</p> <p>3 今回の条例改正で影響する対象者の数は。</p>